

日本大学病院経営会議規程

平成26年7月4日制定
平成26年10月1日施行
平成30年5月18日改正
平成30年4月1日施行

(設置及び趣旨)

第1条 日本大学に、日本大学病院、医学部附属板橋病院、歯学部附属歯科病院及び松戸歯学部附属病院（以下「病院」という）の健全な経営を図るため、日本大学病院経営会議（以下「病院経営会議」という）を置く。

2 この規程は、病院経営会議の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 病院経営会議は、次に掲げる者15名以内をもって構成する。

理事長

学長

理事長が常務理事のうちから指名した者 若干名

総務部長

財務部長

人事部長

管財部長

医学部長

歯学部長

松戸歯学部長

医学部事務局長

その他理事長が指名した者 若干名

(審議事項)

第3条 病院経営会議は、次の各号に定める事項について審議する。

病院の経営に関する重要な事項

病院の組織及び人事に関する重要な事項

その他病院に関する重要な事項

(招集)

第4条 病院経営会議は、理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長の指名する構成員が議長に代わり議事を進行させることができる。

(議決)

第5条 病院経営会議は、その構成員の過半数の出席により成立し、出席構成員の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合において、議長は議決に加わることができない。

(構成員以外の出席)

第6条 議長は、必要に応じて病院の病院長、副病院長及び事務長を病院経営会議に出席させ、意見を求めることができる。

2 議長は、前項に定める者のほか構成員以外の者の出席を求め、発言させることができる。

(議事録)

第7条 病院経営会議の議事については、議事の経過及び議決事項を記載した議事録を作成するものとする。

2 議事録は、議長及び議長の指名する構成員1名が署名押印しなければならない。

3 議事録は、次条に定める所管部署が保管する。

(所管)

第8条 病院経営会議に関する事務は、総務部が行う。

(内規等)

第9条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。